

主な化学物質リスクアセスメント支援ツール等

●掲載先／■主体	概要（掲載情報）
●職場のあんぜんサイト (http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm) ■厚生労働省	✓ CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）（簡易なリスクアセスメント支援ツール）
	✓ 化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング） ・液体等取扱作業（粉じん作業を除く） ・鉱物性粉じん又は金属性粉じん発生作業
	✓ 検知管、リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック
	✓ 爆発・火災リスクアセスメントスクリーニング支援ツール
	✓ 工業塗装、印刷、めっき作業のリスクアセスメントシート
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所	✓ プロセス災害防止のためのリスクアセスメント等実施ツール ※ 厚生労働省のスクリーニング支援ツールよりも精緻なリスクアセスメントを実施可能（一定の専門知識を要する）。
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●ECETOC-TRA サイト ■欧州化学物質生態毒性・毒性センター (ECETOC)	✓ ECETOCが開発したリスクアセスメントツール (ECETOC-TRA)。EXCELファイル（英語版）をダウンロードして作業方法等を入力することで定量的な評価が可能。日本語マニュアルあり。 （（一社）日本化学工業協会が日本語版を提供（会員又は有料利用））
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●EMKG Software 2.2 ■the Federal Institute for Occupational Safety and Health (BAuA)	✓ 独安衛研 (BAuA) が提供する定量的評価が可能なリスクアセスメントツール（英語版） ✓ EMKG-EXPO-TOOL (EMKG 2.2 からばく露評価部分を抽出)

1. 特定化学物質の有害性等の揭示の対象物の拡大
2. 個人サンプリング法の適用対象の拡大
3. 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定等の追加
4. 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習の新設
5. 工作物の石綿事前調査者の要件の新設

特定化学物質の有害性等の揭示対象物の拡大等①

1. 改正の趣旨

- **労働安全衛生規則等の一部を改正する省令**（令和4年厚生労働省令第82号）において、**有害物の有害性等**（保護具の使用が義務付けられている作業場においては、**有効な呼吸用保護具を使用する旨及び使用すべき保護具**を含む。以下同じ。）に関する**揭示義務の対象物質の拡大及び揭示内容の見直し等**を行ったところである。

特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）における**有害性等の揭示の対象物質**については、特定化学物質のうち、特化則第38条の3に規定する**特別管理物質に限定**されている。このため、有害性等に関する**揭示の対象物質を全ての特定化学物質**とすることとし、特化則の揭示の規定について、**所要の改正**を行う。

- **有機溶剤中毒予防規則**（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第24条第1項の**揭示方法等**について、最新のデジタル技術等を活用するため、**揭示の方法を限定しない**こととし、同条第2項について**所要の改正**を行い、併せて有機溶剤中毒予防規則第二十四条第一項の規定により**揭示すべき事項の内容及び揭示方法**（昭和47年労働省告示第123号）を**廃止**する。

※このような規定は、有機則のみにしかない。

2. 改正の概要

- (1) 特化則第38条の3において有害性等の揭示の対象物質を全ての特定化学物質とすることとする。
- (2) 有機則第24条第2項を削除する。

3. 公布日等

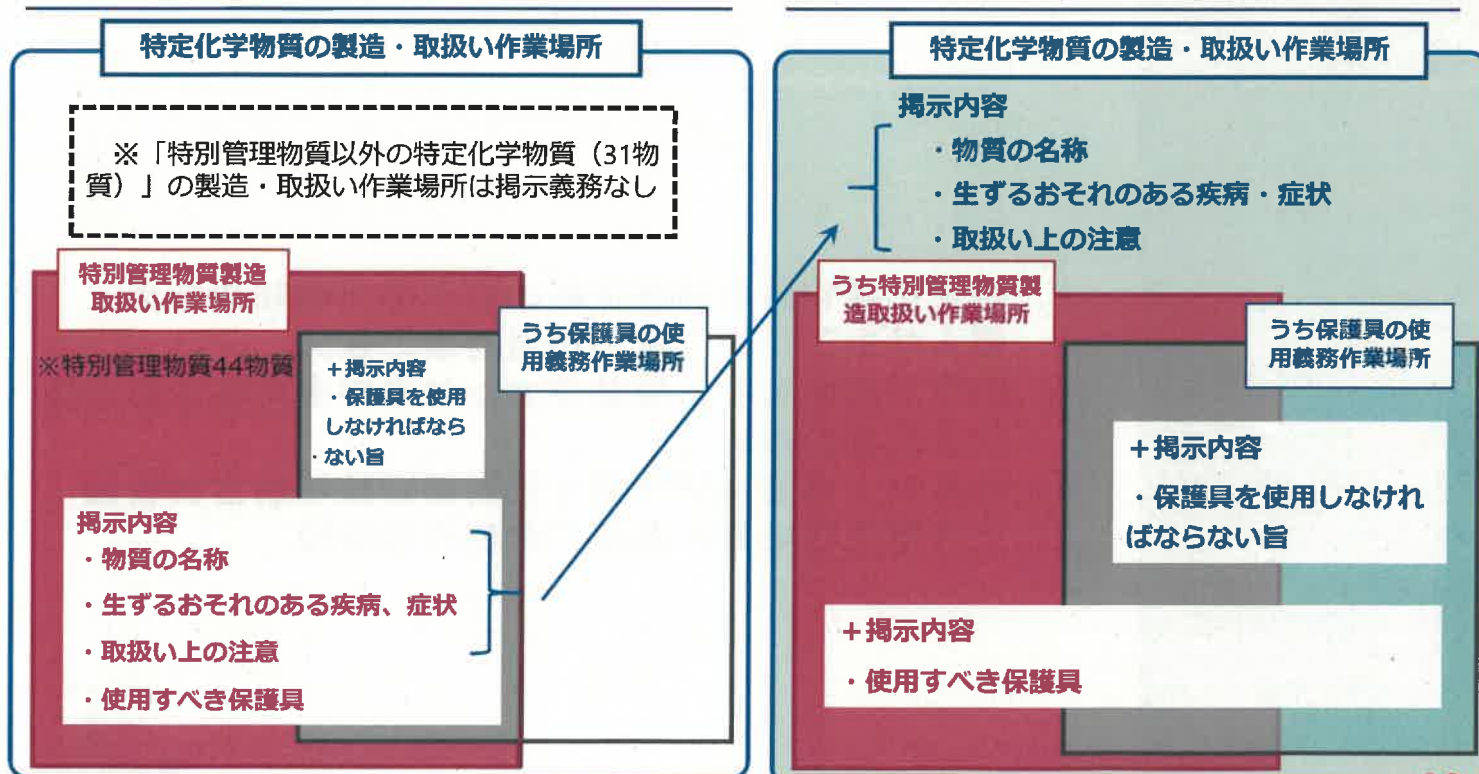
- (1) 公布日：令和5年4月下旬（予定）
- (2) 施行日：令和5年10月1日（2（2）は公布日）

99

特定化学物質の有害性等の揭示対象物の拡大等②

令和5年4月～

令和5年10月～



82